

国家公務員の留学費用の償還等に関する状況

1 公表の趣旨

国家公務員が留学中又はその終了後 5 年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成 18 年法律第 70 号（平成 18 年 6 月 19 日施行））に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています。

本件は、平成 28 年度の留学費用の償還状況等を取りまとめ、その概要を公表するものです。

2 概要

平成 28 年度に新たに在外研修又は国内研修に係る費用の償還義務者となった者は 39 人（在外研修をした者が 19 人、国内研修をした者が 20 人）であり、平成 29 年 7 月 1 日までに 34 人が償還を終えています。

また、留学費用償還制度が創設された平成 18 年 6 月 19 日以降、平成 28 年度末までに留学を開始した者の総数は 4,233 人であり、留学費用の償還義務者となった者の総数は 172 人となっています。

<表1 年度別留学費用の償還状況>

(人)

年 度	当該年度に償還義務者となった者の数			研 修 の 名 称	
	うち留学期間 中離職	うち留学期間 終了後5年 以 内 離 職			
平成 28 年度	39(34)	5(3)	34(31)	在外 <19>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政官長期在外研究員制度 14(14) ・ 警察庁海外調査研究 1(0) ・ 財務省在外研究員制度 1(1) ・ 外務省在外研修 3(3)
				国内 <20>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政官国内研究員制度 1(0) ・ 海上保安庁国内大学院派遣制度 1(0) ・ 防衛省国内一般大学留学(博士課程) 1(1) ・ 防衛省国内一般大学留学(修士課程) 2(2) ・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学 (前期課程) 7(5) ・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学 (後期課程) 1(1) ・ 防衛省防衛医科大学校医学研究科留 学 7(7)
平成 27 年度	32(32)	4(4)	28(28)		
平成 18 年度～26 年度 (平成 18 年6月 19 日以降)	101(96)	17(16)	84(80)		
総 数	172(162)	26(23)	146(139)		

(注) ()内は、平成 29 年7月1日までに留学費用の償還を終えている者の数を表す。

<表2 年度別留学開始状況>

(人)

年 度	当該年度に留学を開始した者の数		
		うち在外	うち国内
平成 28 年度	405	251	154
平成 27 年度	420	245	175
平成 18 年度～26 年度 (平成 18 年6月 19 日以降)	3,408	2,064	1,344
総 数	4,233	2,560	1,673

【参考 1】 研修ごとの年度別留学開始状況

【参考 2】 留学費用償還制度の概要

以 上

問 合 せ 先	人事院人材局研修推進課 研修推進課長 森實 久美子 研修企画官 小川 純子 電話 (03)3581-1971 (直通)	問 合 せ 先	内閣官房内閣人事局 参事官(研修担当) 佐藤 昌博 参事官補佐(研修担当) 牧野 知子 電話 (03)6257-3753 (直通)
------------------	--	------------------	--

研修ごとの年度別留学開始状況

(人)

研修の名称				留学期間	当該年度に留学を開始した者の数			総数		
					平成18年度 (平成18年6月19日以降) ～ 平成26年度	平成27年度	平成28年度			
在外 等 研 修	等全 研 修 省	人 事 院	行政官長期在外研究員制度	原則2年	1,164	150	142	1,456		
			宇宙関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2		
		文部科学省	原子力関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2		
	自 府 省 等 研 修	会 計 検 査 院	アジア経済研究所開発スクール派遣研修		原則25か月	8	1	1	10	
			警 察 庁	海外調査研究		1年	13	1	1	15
		金 融 庁	在外研究員制度		1年	20	7	6	33	
		法 務 省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度		原則1年	2	0	0	2	
		財 務 省	在外研究員制度		1年又は2年	58	7	7	72	
		国 税 庁	在外研究員制度		原則1年	25	3	5	33	
		経 済 産 業 省	海外調査研究員制度		原則1年	22	2	3	27	
		特 許 庁	外国大学院課程履修研修		1年又は2年	33	5	5	43	
		原子力規制庁	原子力規制委員会職員長期在外研究員制度		2年又は3年	0	0	1	1	
		外 務 省	在外研修		2年又は3年	605	56	64	725	
		防 衛 省	国外一般大学留学	(修士課程)	1年又は2年	87	9	14	110	
				(博士課程)	3年	12	2	1	15	
		裁 判 所	判事補海外留学研究員制度		1年	9	1	1	11	
		国立印刷局	長期海外派遣研修		原則2年	2	1	0	3	
		小 計					2,064	245	251	2,560
		内 府 省 等 研 修	等全 研 修 省	人 事 院	行政官国内研究員制度	(修士課程コース)	2年以内	135	12	12
	(博士課程コース)				3年以内	28	1	1	30	
会 計 検 査 院	会計専門職大学院派遣研修				原則2年	13	2	2	17	
警 察 庁	情報通信職員国内大学院派遣制度		2年	1	0	1	2			
金 融 庁	国内大学院派遣制度		2年	26	4	6	36			
財 務 省	経済学等専門研修制度		1年又は2年	10	5	5	20			
	税関研修所大学委託研修制度		1年又は3年	45	7	9	61			
	財務局経済学等研究員派遣制度		2年		3	2	5			
国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース		原則15か月	56	8	9	73			
文 部 科 学 省	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度		1年	8			8			
文 化 庁	文化政策関係行政官国内研究員派遣制度		2年	2	0	0	2			
農 林 水 産 省	検査・監察部国内会計専門職大学院派遣制度		2年以内		0	1	1			
経 済 産 業 省	国内大学院経済等研修		2年以内	12	1	0	13			
特 許 庁	国内大学院課程履修研修		原則1年	29	0	1	30			
国 土 交 通 省	国内政策研究員派遣制度		2年	3	0	0	3			
海 上 保 安 庁	国内大学院派遣制度		期間の定めなし	15	4	2	21			
原子力規制庁	原子力規制委員会原子力規制行政官国内研究員制度		2年以内	7	3	1	11			
防 衛 省	国内一般大学留学		(修士課程)	1年又は2年	120	26	19	165		
			(博士課程)	3年又は4年	72	14	9	95		
	防衛大学校理工学研究科留学		(前期課程)	2年	417	45	43	505		
			(後期課程)	3年	36	7	4	47		
	防衛大学校総合安全保障研究科留学		(前期課程)	2年	96	13	11	120		
			(後期課程)	3年	22	1	1	24		
防衛医科大学校医学研究科留学			4年	184	18	15	217			
造 幣 局	派遣研修		期間の定めなし	1	0	0	1			
製 品 評 価 技 術 基 盤 機 構	長期派遣研修制度		原則6か月以上2年以内	6	1	0	7			
小 計					1,344	175	154	1,673		
合 計					3,408	420	405	4,233		

(注) 1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、平成28年度の名称及び期間で統一して表記した。

2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施する研修である。

3 文部科学省「放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度」は平成25年3月31日で廃止

留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

留学中又は留学終了後早期に離職

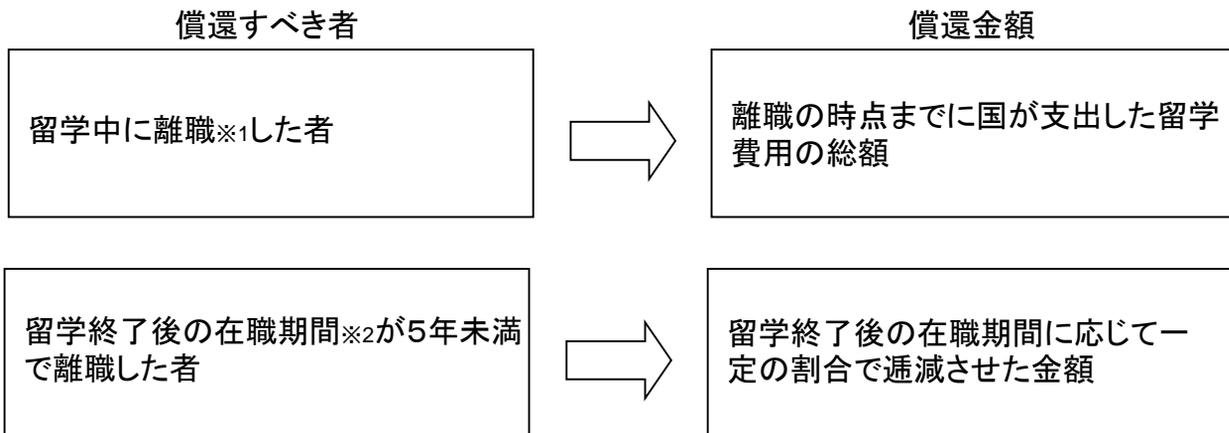


償還義務が発生
(留学費用を償還)

○ 留学とは…… ～ 償還の対象となる研修 ～

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

○ 償還義務とは……



※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 死亡による離職
- ・ 分限免職のうち
公務災害・通勤災害による心身故障の場合
廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

